

令和6年度東京都入札監視委員会 第7回制度部会

令和7年2月19日(水)

東京都第一本庁舎 33階 特別会議室N3  
(※上記会議室を拠点としたオンライン会議)

**【須藤契約調整担当部長】** 定刻でございますので、これより令和6年度東京都入札監視委員会第7回制度部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の須藤です。よろしくお願い申し上げます。

本日は、東京都の入札契約制度についてご意見をいただきます。

委員の皆様にはご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただけますようよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、4名の皆様全員オンラインによりご参加をいただいております。都の出席者につきましては出席者名簿のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事進行役についてであります。堀田部会長にお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

(異議等なし)

**【須藤契約調整担当部長】** ありがとうございます。では堀田部会長よろしくお願いいたします。

**【堀田部会長】** はい。それでは改めまして、よろしくお願いいたします。

初めに本日の議事進行と資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

**【米倉契約技術調整担当課長】** 契約調整技術担当課長の米倉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第2条第2項に基づく入札・契約制度の議題となります。

議案は、設計等委託における総合評価方式についてでございます。

設計等委託の総合評価方式について、近年の実施状況や、それを踏まえた今後の制度設計の方向性についてご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、事前にお送りした資料について確認させていただきます。

本日の資料は、まずA4縦の次第一式と、A4横の資料一式が10枚でございます。

資料の不足等はありませんでしょうか。

(なし)

**【米倉契約技術調整担当課長】** それでは堀田部会長、議事の進行をよろしくお願いい

たします。

【堀田部会長】 それでは、まず議題「設計等委託における総合評価方式について」こちら事務局からご説明お願いいたします。

【米倉契約技術調整担当課長】 それではご説明申し上げます。資料1「設計等委託における総合評価方式について」をご覧ください。

まず初めに、総合評価方式の実施状況について確認を行いまして、その後、制度設計の方向性について説明させていただきたく思います。

まず1枚目、年度別の契約状況になります。こちら建築設計、設備設計、土木設計、測量、地質調査の別で、過去5年の契約件数を表にしています。

こちら見ますと、土木設計、測量、地質調査、こちらでは件数が多くなっておりませんが、建築設計、設備設計は件数が比較的少なめになっております。これはもともとの件数が少ないことに加えまして、建築設計ではプロポーザル方式も活用していることが影響しているものと考えております。全体としては、総合評価の契約件数は増加傾向にあるというところでございます。

ページをおめくりいただきまして、次が平均落札率の推移でございます。

こちら過去5年間の推移をグラフにしております。価格競争と比較いたしまして、総合評価方式の平均落札率は高くなっているという状況です。ただし、価格競争につきましては、最低制限価格制度を令和2年度から試行いたしまして、その後、本格導入を図ってきているところございまして、その結果として平均落札率は上がってきておりますし、両者の数値は接近しているという傾向にあります。

ページをおめくりいただきまして、続きまして年度別の平均希望者数と平均応札者数になります。折れ線グラフが希望者数、棒グラフが応札者数でございます。希望者数について見ますと、価格競争と比較して総合評価方式は希望者が少なめになっておりますが、応札者数について見ますと、総合評価方式のほうが多くなっています。価格競争に比べて、総合評価方式が言わば打率が高いといったような状況になっております。

また、平均応札者数、こちら見ますと、総合評価方式の場合でも8社から9社となっております。競争性の確保は図られているというふうに考えております。

続きまして、次のページ、5ページ目になります。

こちらは成績評定の平均点の推移になります。各年度とも総合評価方式の成績評定のほうが価格競争の成績評定よりも高く、平均して約2.6点高いという状況になっております。年度ごとの差というのはあまりありません。

以上、5ページまで、全般的な状況をご説明させていただきました。

続きまして、少し深掘りさせていただきたいと思っております。

6ページ目になります。

左側のグラフですけれども、こちらのグラフは、各案件の落札者につきまして、それぞれ技術点が1位、2位、3位のどれだったか。あるいは価格点が同様に1位、2位、3位

のどういう方だったかという形で、九つのケースに分類させていただきまして、全体としての分類になることが多かったかということを示しております。結果といたしましては、青い部分ですね、技術点が1位になった方、こうした事業者が落札者になる割合が高くなっているということになります。青い部分の全体を足しますと約75%となります。

右側のグラフですけれども、こちらは、入札価格と基準価格の差額が、予定価格に占める割合をX方向、横方向で表示しております。右側が安く、左側が高いという形になりまして、基準価格で入札した場合には、この中央で破線を引かせていただいております、0%の位置になるというようなグラフになっております。また、縦方向には青色で落札者の数、それから非落札者の場合につきましてはグレーで積み上げて棒グラフにしています。

こちらを見ますと、基準価格付近の落札者、応札者が最も多い一方で、青い落札者の方は、基準価格を下回る傾向が強くなっております。こちら、赤い三角で囲った部分がそちらになりますけれども、落札者の約70%が基準価格未満ということになります。逆に基準価格から予定価格の範囲、このグラフで言いますと、基準価格の線から左側のゾーンですけれども、こちらでは青い落札者が少なく落札が困難な傾向が生じております。

全体といたしましては、技術点の高いものが落札者となる傾向がある一方、基準価格を下回る低価格での落札が多い傾向であることが分かります。この辺りにつきましては、後ほどさらに分析させていただきます。

ページをおめくりいただきまして左側になります。

こちらのグラフにつきましては、技術点の得点率と価格点の得点率を表示したものになっております。満点を100%とさせていただきまして、先ほどと同様グレーが非落札者、青が落札者となっております。

一番左の技術点のほうにつきましては、山が全体としてきれいな形になっておりまして、特に問題ないかと思えます。また、技術点の各項目の得点状況を見たものが一番右側のグラフになります。項目多数ありますが、おおむね左側半分、青い部分ですね。下に青い矢印でかかった部分が、企業や技術者の技術力を評価する26点分の項目であります。そしてまたおおむね右側半分の緑色の範囲ですけれども、こちらが企業や技術者の信頼性・社会性を評価する5点分の項目となっております。

得点で差がつきますのは、左側、企業・技術者の技術力を評価する項目で、具体的には、例えば過去の業務の成績評定や実績、こうしたものになります。品質を確保する総合評価という観点から、おおむね適正に運用されているものと考えています。

真ん中のグラフですけれども、これは価格点の得点率になります。これを見ると、得点率90%以上の部分に分布が集中しています。先ほどのページで見たとおり、基準価格未満で応札することが多いということ、それからそのような場合には得点が90%を超えるということを示しております。価格点が0%の付近にも非落札者の分布が固まっている状況でして、これは予定価格に近い価格で入札するケースであることを示しています。

価格点について、どうしてこうなるかというのを考えてみたものが、次のページになり

ます。

8 ページ目になります。

価格点の算定式を表示したグラフに、必ずしも縮尺は正確ではありませんが、先ほどの乖離度のグラフを重ねているというものになります。

価格点は、予定価格からより低い金額で入札した場合、予定価格は一番左ですが、基準価格までの範囲では価格点は上昇いたします、右肩上がりに上がっていきまして、得点率は9割、最大27点まで上がります。その後、基準価格からさらに低く入札していく場合につきましては、得点の上昇率、言わば傾きは緩くなるものの満点の30点に向けて価格点は徐々に上がっていくということになります。

基準価格よりも低い価格というのは、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがある金額の水準ということで定めているところでございますが、これにより、低い価格で落札者が多いのは、こうした27点以上の得点、例えば27.5点とか28点とかこうした上増しを狙っているものと考えられます。

こうした状況につきまして、今回どうあるべきかというものを考えていきたいのですが、それに先立って、まずその背景について確認させていただきます。

2点ありますが、まず公共工事の品質確保、こちらでは新担い手三法で、工事だけでなく、設計委託等についても広く品質管理やダンピング防止、こうしたことに取り組んでいくことが求められるようになってきているということがあります。

それから2点目ですけれども、設計委託等の価格競争のほう、こちらでは最低制限価格制度を令和2年度から試行して、令和5年10月から全ての競争入札において最低制限価格制度を導入して、ダンピング対策を行っているという状況があります。

こうしたことから、総合評価方式の設計等委託につきましても、工事と同様、さらなるダンピング受注の防止の徹底が必要ではないかと考えているところでございます。

こうした背景の中で、ページをめくりいただきまして最後10ページになりますが、現行の価格点の見直しの方向性について、ここで見直しのイメージを示させていただいております。

先ほどの8ページのグラフに赤い破線の線を加えているというものになりますが、こちらは新しい価格点算定のイメージになります。こちらのイメージですけれども、予定価格から基準価格までの間ではですね、これまでと同様に右肩上がりの形となっておりますが、そこからさらに低価格となる場合、基準価格以下となる場合につきましては、これまでの僅かではあるものの、より低い価格での入札にインセンティブのある現行の算定式を見直していくという形になります。つまり、基準価格より低くなるにしたがって、価格点も低減させていただく形で、提案させていただきます。

こうしたことによりまして、基準価格以下で入札するメリットというものはなくなりまして、これまで、基準価格以下で入札されていた方は、恐らく基準価格そのものを狙って入札するということが合理的になるということになろうかと思えます。

こうした赤いグラフにすることによって、基準価格以上では経済性をこれまでどおり評価しつつ、適正な履行が確保されなくなるおそれのある基準価格以下では、ダンピング受注の防止が図られるものというふうに考えております。

説明は以上になりますが、こうした方向につきまして、ご意見をいただければと思います。以上になります。

【堀田部会長】 ご説明は以上でしょうか。

【米倉契約技術調整担当課長】 はい、説明は以上です。

【堀田部会長】 はい。ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

【原澤委員】 では、原澤からよろしいでしょうか。

【堀田部会長】 お願いします。

【原澤委員】 ご説明ありがとうございました。今回の制度変更の目的はダンピング受注のさらなる防止とご説明を受けました。現行制度においては、基準価格未満で多数の会社が落札していますが、そこで品質の問題が起きていたのか、そもそも制度を変える必要があるのかというところがまずあると思います。ダンピング防止のために、価格点が高い人ではなくて技術点が高い人に落札してほしいということであるならば、P6の資料を見ると既に現行制度下でも技術点1位の人が落札している割合が多いので、現行制度において品質の問題が生じていないのであれば、あえて制度を変更しなくても良いのではないかとともに思います。

今回の変更の目的がダンピング防止だけではなくて、安い価格で受けることで受注者に無理を強いることがないように東京都として適正な金額を払うべきということであれば、今回の変更をしたほうが良いと思いますが、目的がダンピング受注の防止のみというのであれば、本当に変更する必要があるのかなと思えました。

また、今回のような変え方でなくても、技術点が高い人がもっと落札しやすい制度にしたいというのであれば、現行制度下においては技術点と価格点の割合が1対1ですが、この比率を2対1とかにすれば、より技術点が高い人が落札しやすくなると思います。今回の変更に反対というわけではありませんが、そもそもどこに変更の目的があるのか、目的がダンピング防止だけでしたら、こういう方法でなくてもほかの方法もあるのではないかと思いますし、ダンピング防止だけでなく、より適正な価格で受注してほしいというのであれば、今回の方法がベストだと思いますので、変更の目的と手段が本当にこれで合っているのかという点を検討していただきたいと思っております。

【堀田部会長】 いかがでしょうか。

【米倉契約技術調整担当課長】 はい、2点ご質問いただいたかと思っております。

まず現状で、何か問題が、こういったことを変える問題が生じているのかと、品質確保上の問題があるのかということかと思っておりますけれども、基準価格未満で具体的な品質の低

下がある傾向があるとか、という傾向をなかなか把握するのは、なかなか難しい状況です。また工事成績などとの関係を見ても、明確に差があるということを見出すことはできなかったというのは実際でございます。

ただ、基準価格以下という場合につきましては、基準価格自体がそもそもその適正な履行の契約がされなくなるおそれがある水準ということで、本来確保すべき水準の業務を行うに当たって必要な水準の金額を下回っているということで、何らかのしわ寄せが生じてきている水準というふうに考えておりますので。例えば今現在では、品質の低下が見られなかったとしても、将来的には、企業の維持、持続性という形について、徐々に影響が出てくる範囲なのかなというふうに考えておまして、こういったことを防止していくことが重要であるというふうに考えておりますし、担い手三法でもそのようになっているというふうに考えております。

それから、もう一点ですが、技術点の高い方を落としていくような考え方にしていくのかというご質問かと思えます。

現状では、既に技術点が1位の方が取る傾向というのはあります。6ページでご説明させていただいたとおり、技術点1位の方が取る傾向が強くて、これをさらに強めていこうというふうに考えているものではございません。あくまで総合評価方式というのは価格と技術点、それぞれを見た上で総合的に判断するものですので、価格を軽視していきたいということでは決してありません。

ただ、価格点を見たときに、価格点がより低い側に誘導されてしまっているという状況が、必ずしも、先ほど申し上げたとおり、望ましくないのではないかとというふうに考えております。

結局、基準価格以下がダンピングだというふうに考えていますので、それをダンピング防止と私たちは考えておりますので、それを適切な水準に上げていく、少なくとも基準価格以上に上げていくことが適切な価格に誘導していくということで、ある意味それは同じことなのかなというふうに考えております。

**【原澤委員】** ご説明ありがとうございました。よく分かりました。

現在、問題があるというわけではないものの、そういう問題を未然に防ぐためという点と、技術点を必ずしも最重要視しているわけではないものの、必要以上に低価格によるようなことがないようにするためには、技術点と価格点の割合を変えるよりも、むしろ今回のような勾配をつけたほうが効果的だという点で、今回の方法を導入しようとしていることを理解しました。ありがとうございました。

**【仲田委員】** よろしいでしょうか。仲田です。

今の原澤さんの質問に絡むことなのですが、参考資料で、工事との比較の資料をいただいで、分かったのですが、この資料に基づいての質問です。工事の総合評価は、今設計委託で変えようとしている内容になっているわけです。工事が総合評価において変えた結果、どのような変化があったのか、その実績が分かったら教えてほしいのです。

多分、工事の総合評価も変えた、同じような趣旨で変えたと思うのですが、変えた結果、変化が起きているのか、そこを教えていただきたいと思います。

【米倉契約技術調整担当課長】 はい。工事の総合評価方式につきましては、価格点がいわゆる山型となってございます。そちらにつきましては令和2年のときに、新しい形にさせていただきましたが、それによってどうなったかといいますと、基準価格を下回る場合にはこれまで一発アウトという形になっていたのですけれども、やや下回る、少しだけ下回る範囲では落札者になることはあるのですけれども、あまり大きく下回る場合には落札になれないという傾向があるということで、若干下回ったくらいであれば、落札者にはなれている場合があるということで把握しております。

ですので、設計等委託につきましても同じような形にすれば、基準価格を下回ったからいきなり取れないということではなくて、技術点がよければ、価格点が若干下回っていても取れるというような形になるのではないかというふうに考えております。

【仲田委員】 そうですか。

そもそも、その基準価格自身が未来永劫変えられないものでなくて、ある条件のもとに変えていくのだと思うのですが、その基準価格をより下回るものが、グラフによるとかなり多いということは、基準価格そのものの設定を見直さなくてはいけないような状況ではないのですか。そこを質問したいのですが。

【米倉契約技術調整担当課長】 今、先生がおっしゃっているのは恐らく、基準価格よりも安く入れている方が多いのだということを考えると、実際の基準価格というのはもっと低いラインにあるのではないのかというご質問と受け取りました。

基準価格といいますのは、先ほど少しご説明が漏れたのかもしれませんが、9ページ目になりまして、基準価格というのは国のほうで決めている算定式で、様々な調査を行った上で決められているものとなっております。

東京都といたしましても、国の算定式を準用して、採用させていただいているところがございます。現実問題として、どこまでコストカットするとよろしいのか、よろしくないのかというのを測っていくので、国の指標を使っていくというのが一つ合理的な形なのかなというふうには考えております。

【仲田委員】 はい。分かりました。ありがとうございました。

【堀田部会長】 お願いいたします。斉藤委員。

【斉藤委員】 本日はありがとうございます。

先ほどのご説明と両先生の質疑応答をうかがい、私自身は今回のご提案に特に異論はございません。

関連した質問ですが、一点目として、先ほど令和5年10月から全ての価格競争に最低制限価格制度を導入したと伺いましたが、これに関する事業者からの評価があれば伺いたいと思います。

もう一点として、総合評価の導入状況についてです。設計等委託に関する実施年度別の

契約件数が2ページにあります。全庁的に今後、総合評価方式を一段と進めていく方向にあるのか、また、取組状況が部局によって異なるのか、これらについて伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

【米倉契約技術調整担当課長】 まず事業者さんの受け止めについてでございます。

価格競争の委託につままして最低制限価格を導入したところでございますが、そちらについての受け止めというのは、ありがたいと言ったような意見があるというふうに思います。一定程度より下の金額を駄目という形にしますので、団体さんとしての受け止めは肯定的に受け止めているというふうに考えております。

それから、今後、総合評価を積極的に進めていくのかということですが、東京都ではこれまでも総合評価を積極的に活用するというにしております、今後も活用を図っていきたくております。こうした見直しを図りながら積極的に図りたいと思っておりますが、実際の適用につまましては各局さんがその内容に応じて適用、あるいは適用しないということを判断していくことになると思っておりますが、原則としては積極的に活用していきたくてというふうに考えております。

【斉藤委員】 部局によって違いが顕著にあることはないですか。

【米倉契約技術調整担当課長】 はい、やはり先ほど1ページ目にありますとおり、土木設計ですとか、測量地質調査、比較的土木系の案件では導入が図られています。

したがって、土木系の局では、こうした取組が進んでいるのですけれども、そもそも建築設計を出すような局ですとか、工事を普段からあまり出さない局というのはこうした内容に慣れていないので、どうしても価格競争になりがちというのはあるという状況です。

【斉藤委員】 役務でも恐らく総合評価方式を実施していると思うのですが、この導入が積極的でないとき、その要因には、例えば実施のノウハウ不足などがあると思います。そこでその対策として、研修を行うなどのテコ入れをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

【米倉契約技術調整担当課長】 そうですね。各局によって導入にばらつきがあるというのは、やはりスキルがあるとか、経験がある、なしというのも一つあるかと思っておりますので、そちらにつまましては制度の周知などにつままして、私たちのほうからも改めてしていきたいというふうに思います。

【斉藤委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【堀田部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、私からも1点質問させていただきたいと思っております。

先ほどの原澤先生のご質問とも一部重複することでもありますが、資料の6ページに、分布が示されています。基準価格を下回る者の割合が度数分布で示されていますけれども、改めて、先ほど原澤先生おっしゃったように基準価格を下回って落札した者、ここの右のグラフでいいますと水色の者ですけれども、この水色の者の品質はどうだったのかというご質問がございました。品質といったときに概形的に捉えられるのは2通りあ



って、事前と事後と両方あると思いますけれども、まず事前については落札したときの技術点は何点だったのか、何位だったのかということが事前の情報としてチェックできることですし、もう一つは、事後的な成績評点ということがあると思います。先ほどのお答えは、成績評点等での有意な差はなかったということだったかと思うのですけれども、私が伺いたいのは事前のほうでして、基準価格を下回って、つまりラインの右側の水色の落札者、この者が技術点は実際どうだったのかということなのです。

それで私が懸念しているのは、例えばこの赤の点線で囲ったところがありますけれども、この外側にいるような非常に低い価格で落札をしている者がそんなに多くはないですけれども、それなりにあります。例えば15%を下回るような金額で落札している者というのは、ここで少し、水色で塗られていますけどあるわけです。この者というのは、技術点はどうかだったのかと。つまり技術点が低いということをあらかじめ自覚していて、それでも取りたいからといって価格を下げて応札したのか。それで実際に取れてしまっているということであれば、まさにダンピングの誘引を与えるということになるわけです。これは確認できるわけなので、左のグラフと比べると技術点が2位3位以下でも取っているところがあるわけなのですけど、それがこういったところの右側のグラフの本当に右側、14%、15%を超えて基準価格を下回るような落札者、こういったところとかなり一致しているということであれば、それは憂慮すべきことかなというふうに思います。仮にそうだとすると、今回のご提案の方向というのはある程度意味があるということにもなるのかなということにも思います。まずこちらについてはいかがでしょうか。

**【米倉契約技術調整担当課長】** 先生、ご意見ありがとうございます。

先ほど確かにご説明させていただきましたのは、工事成績評定との関係についてご説明させていただきました。事前の技術点の評価につきましては、現状で確認したものがございませんので、改めましてそちらについて確認をさせていただきたいと思います。できるかどうか含めまして確認させていただきたいと思いますが、何とかトライはしてみたいと思います。

そして、価格点との関係について、調査を行っていきたいと思います。アドバイスありがとうございます。

**【堀田部会長】** はい、ありがとうございます。

それからすみません、私からもう一点。こちらは仲田委員がご質問されたことに関連するのですけれども、調査基準価格ですね、調査基準価格というのは中長期的には引上げがされているわけです。今後も、調査基準価格は国で定めた算定式に基づいて決めるとしても、また引き上げられるということも十分あり得ると。そうすると、先ほど仲田委員がおっしゃったように、基準価格が変わりますので、当然、分布もそれに応じて変わる可能性があるわけですが、それも考慮した上で、先ほど最後にご提案いただいたこの傾きですね、あれを決めないと少し変なことになってしまう可能性がある、つまり調査基準価格は変わらないという前提のもとで傾きを決めるのは、なんて言いますか、予期せぬ帰結

を生む可能性があるかなというふうに私も思いますが、傾きの決定等は今後ご検討いただくということだったかと思えますけれども、何か今の時点でお考えがありましたらお願いいたします。

【米倉契約技術調整担当課長】 はい。こちらの基準価格といいますのは先生がおっしゃるとおり、基本的には国で定めた算定式を準用しているところがございます。東京都といたしましても国の動きを追随して、昨年4月にも率を見直したという経緯がございます。

したがって、今後ですねこの基準価格を頂点にする場合にあっては、現状の基準価格を固定的に置くのではなくて、国で定めた算定式の変動に合わせて、基準価格というのも変わっていくことになろうかと思えますので、ある意味数字としては、それに追随した形で徐々に上がっていくという形で考えていくことになるのかなというふうに考えております。

【堀田部会長】 はい、ありがとうございます。

私からは以上ですけど、何かほかに先生方からございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(意見等なし)

【堀田部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいま委員からのご意見、ご質問等を踏まえて、最終的な制度設計をしていただければというふうに思います。引き続きご検討いただければということをお願いできればと思えますけれどもよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、以上で本日ご用意した議案については以上となりますが、全体を通して何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(意見等なし)

【堀田部会長】 はいありがとうございます。

それでは、よろしければ本日の議事は全て終了になります。進行を事務局にお返しいたします。

【須藤契約調整担当部長】 堀田部会長ありがとうございました。委員の皆様にも様々な視点からご意見をいただきましてありがとうございました。本日いただいた意見、宿題もいただいておりますので、その辺りはさらに確認をいたしましてご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

その上で、本日いただいたご意見等を踏まえまして制度設計のほうも進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

—了—